

石綿(アスベスト)健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について

事業主・事務組合のみなさまへ

2007年(平成19年)4月1日から石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が施行されております。

「一般拠出金」とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

1 対象：労災保険適用事業場の全事業主が対象です。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。

注意:特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)第35条

1 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項または第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。

以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 (略)

3 労災保険適用事業主(略)は、一般拠出金を納付する義務を負う。

2 納付方法:労働保険と併せて申告・納付します。

(納付時期)

(1) 労働保険の年度更新手続時

(2) 事業終了(廃止)時

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

注意:一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続となります。

延期(分割納付)はできません。

3 料 率

一般拠出金率は **1000分の0.02** です。

業種を問わず、料率は一律1000分の0.02です。メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

なお、平成26年3月31日までに事業を廃止された場合は **1000分の0.05** となります。

4 有期事業：平成19年4月1日以降に開始した事業(工事)の分を、申告・納付します

(1) 単独有期事業・・・事業(工事)終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。

【問い合わせ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 ☎ 077-522-6520